

島根県体育施設協会規約

設立：昭和40年10月7日

(名 称)

第1条 この協会は、島根県体育施設協会（以下「協会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、島根県における体育施設の適正な運営について研究協議し、体育の振興に寄与することを目的とする。

(事 務 局)

第3条 協会の事務局を公益財団法人島根県体育協会に置く。

(事 業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体育に関する団体、施設及び協会の会員の相互の連絡。
- (2) 体育施設の適正な運営に関する協議。
- (3) 体育施設及び用具の研究、調査並びに紹介。
- (4) その他、協会の目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第5条 次の各号に掲げるものは、協会の会員となることができる。

- (1) 体育施設を管理する市町村及びこれに準じる団体。
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事会において加入を適当と認めたもの。

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 若干名 理 事 若干名 監 事 若干名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠または増員による役員任期は、前項の規定に拘らず前任者の残任期間とする。

第7条 会長は、公益財団法人島根県体育協会事務局長をもってあてる。

2 会長は、理事会の決するところに従い会務を執行する。ただし、緊急を要する事項で理事会に諮る暇がないときは、会長がこれを執行することができる。

3 副会長は、会長の指名により選出し、会長を補佐する。

第8条 理事は、総会において選出する。

2 理事は、理事会を構成し、事業の執行を図る。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

第9条 監事は、総会において選出し、業務及び会計を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第10条 協会に顧問を置くことができる。

(総 会)

第11条 総会は、年1回開催する。

2 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を得なければならない。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 規約の改正

(4) その他協会の運営上重要な事項

第12条 総会は、会員の半数以上の者が出席しなければ開会することができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを定める。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会の開会及び議事に関しては、前条の規定を準用する。

(幹事)

第14条 協会に幹事を若干名置く。

2 幹事は、会長が指名し、その命を受けて事務を処理する。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の各号に掲げるものをもってあてる。

(1) 会員の負担金

(2) 寄付金

(3) 事業収入

(負担金)

第16条 会員は、別に定める負担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補足)

第18条 協会は、日本体育施設協会の支部となる。

付 則 1 この規約は昭和40年10月 7日から施行する。

2 この規約は昭和47年11月 8日一部改正

3 この規約は昭和48年10月25日一部改正

4 この規約は昭和49年 5月15日一部改正

5 この規約は昭和62年 5月 8日一部改正

6 この規約は平成13年 4月25日一部改正

7 この規約は平成18年 4月25日一部改正

8 この規約は平成26年 5月28日一部改正